

政令第七十二号

道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十七条第一項、第二百二十八条第一項（同法第三百十條の二第三項において準用する場合を含む。）及び第二百二十九条第一項並びに会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第五十條の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路交通法施行令の一部改正）

第一条 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二号中「三十キログラム」を「九十キログラム」に、「あつては五百キログラム」を「あつては七百キログラム」に改める。

第五十二条第二項を削り、同条第三項中「、前項の規定にかかわらず」を削り、「受けて、その納付書により反則金を納付しなれば」を「受けなければ」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 法第二百二十八条第一項の規定による反則金の納付は、次の各号に掲げる方法のいずれかの方法により

、当該各号に定める者に対して行わなければならない。

一 第一項の納付書（前項各号に掲げる者にあつては、同項の納付書）による方法 日本銀行（国の歳入金の受入れを取り扱う代理店を含む。）

二 第一項の通告に係る反則行為が行われた地を管轄する都道府県警察（当該通告が法第二百二十六条第三項ただし書に規定する告知に係るものである場合にあつては、同項ただし書に規定する都道府県警察）の職員のうち会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第四十八条第一項の規定により反則金の収納に関する事務を行うこととされたものの預金又は貯金の口座であつて、当該事務のために管理するものとして当該都道府県警察の警察本部長が公示したもののへの振込み（当該反則行為をした者の氏名その他内閣府令で定める事項を明らかにして行うものに限る。）の方法 当該職員

第五十二条第四項中「行なう」を「行う」に改め、同条第六項中「第二項」を「第三項」に、「あるのは」を「あるのは」に改め、「告知」との下に「、第三項第一号中「納付書（前項各号に掲げる者にあつては、同項の納付書）」とあるのは「納付書」と、同項第二号中「通告」とあるのは「告知」と、「告知に係るもの」とあるのは「もの」とを加える。

第五十二条の二第二項中「前条第二項、第三項第二号、第四項及び第五項」を「前条第二項第二号及び第三項から第五項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第二項第二号中「通告を受けた日の翌日から起算して十日以内」とあるのは「法第三百十条の二第一項の規定により定められた期限まで」と、同条第三項第一号中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「前項各号」とあるのは「同条第二項において読み替えて準用する前項第二号」と、同項第二号中「第一項の通告に係る反則行為が行われた地」とあるのは「法第三百十条の二第一項の規定による指示をした家庭裁判所又はその支部の所在地」と、「（当該通告が法第二百二十六条第三項ただし書に規定する告知に係るものである場合にあつては、同項ただし書に規定する都道府県警察）の職員」とあるのは「の職員」と、「反則行為を」とあるのは「指示に係る反則行為を」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第二条 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、財務大臣の定める場合は、この限りでない。

第三十一条に次の一項を加える。

出納官吏は、歳入金の収納があつたときは、収納済みの旨を歳入徴収官に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年六月二十八日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした反則行為の種別及び当該反則行為に係る反則金の額については、なお従前の例による。

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正)

第三条 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正

する。

第五条第一項中「を除く」を「及び第三十一条第一項を除く」に、「歳入」又は「歳入金」を「令第
二十八条中「歳入を」に、「」と、令第二十八条」を「を」と、「歳入に」とあるのは「国税等に」と、
同条」に、「令第二十九条」を「、同条」に、「読み替える」を「、令第三十一条及び第三十二条中「
歳入金」とあるのは「国税等」と読み替える」に改める。

理由

近年の道路交通をめぐる情勢の変化に鑑み、ミニカー及び小型特殊自動車について積載物の重量の制限を改めるとともに、近年における社会経済情勢の変化に対応し、振込みによる反則金の納付に関する規定を整備する必要があるからである。